

[事案 25-56] 契約無効請求

・平成 25 年 12 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分および契約前に約款を受けとっていないことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

貯蓄の代わりにしたいと話したところ、募集人に勧められて、平成 24 年 11 月に利率変動型低解約返戻金型終身保険を契約したが、以下の理由により、契約を無効にしてほしい。

- (1) 募集人から 10 年たたないと預けた金額が増えないという、仕組みの説明がなく、保険の内容がよくわからないまま安易に契約してしまった。
- (2) 契約前に約款を渡してもらえなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、募集人から適切な説明を受けており、十分な熟慮期間もあった。
- (2) 約款についても事前に申立人に対して交付がされている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、要素の錯誤（民法95条）による本契約の無効を主張するものと判断する。しかしながら、具体的に、契約内容のどの部分に、どのような思い違いがあったのか不明であるため、この点について、以下検討する。

- (1) 本件では、契約申込日（平成24年10月）より前に、募集人が申立人に対して設計書を交付し、説明していることには事実関係に争いが無い。
- (2) 設計書には、保険期間、払込期間、保険金、年払合計保険料が明記されている他、積立金の運用実績例表、支払保険料累計と解約返戻金の推移が分かりやすく記載されており、これをみると、契約後9年までは解約返戻金が支払保険料累計額を下回るが、10年以降は上回り、年数が経過するに従って解約返戻金が増加していくことが分かる。積立金の運用実績例表には、返戻率（解約返戻金を支払保険料累計額で除した割合）も記載されているが、これによっても同様の事実が分かる。
- (3) 他方、申立人の事情聴取によると、申立人は、保険期間、払込期間、保険金、年払合計保険料、10年間は途中解約すると損が出てしまうが、そこまで我慢すれば損は出ないで増えていくことを理解して、申込みを行ったことが認められる。
- (4) そうすると、申立人は、年数が経過するに従って解約返戻金が増加していく仕組みが理解できなかったと述べているが、これは契約内容の重要な部分とは言えない。

2. 申立人は、約款を契約申込前に募集人から受け取っていないと主張するが、法律的には、契約内容が設計書にもとづき説明され、申立人が契約内容を理解していれば、仮に契約申

込前に約款が交付されていなくても、それにより契約が無効となるものではない。